

町主催の申告会場で 所得税の確定申告書を作成するみなさまへ

申告書の作成には「利用者識別番号」が必要です

行政事務の効率化やデジタル改革の観点から、町主催の申告会場で作成した所得税の確定申告書は、電子データで送付（電子申告）することになりました。その際に必要となるのが「利用者識別番号」です。

なお、「利用者識別番号」を取得する時に設定する暗証番号や納税者用確認番号は不要です。

「利用者識別番号」とは？

「利用者識別番号」とは、所得税の確定申告書を電子申告した際に、国税庁が個人を特定するために必要となる番号であり、16桁の数字が割り当てられます。

「利用者識別番号」を取得しなければならない人は？

町主催の申告会場で所得税の確定申告を作成する方です。

ただし、今までに一度でも、電子申告した方や桑名税務署で申告した方は、すでに「利用者識別番号」を取得している可能性があります。お手元に「利用者識別番号」を確認できるものがないかご確認ください。

「利用者識別番号」の取得方法は？

国税庁ホームページ「e-Taxの開始（変更等）届出書作成・提出コーナー」から取得できます。**事前に**、ご自身のパソコンやスマートフォンなどで**取得してください**。

取得時に、暗証番号（英小数字8文字以上50文字以内）と納税者用確認番号※（数字6桁）を設定いただきます。

なお、パソコンなどをお持ちでない方は、会場でも取得の受付をいたします。

※納税者用確認番号とは、電子納税を行う際に必要となる番号です。